

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第14回 行政法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

けんちゃんのまとめ

【「会計年度独立の原則」・「総計予算主義の原則」・「債務負担行為」】

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないのが原則です（会計年度独立の原則：208条）また、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない（総計予算主義の原則：210条）。

そして、普通地方公共団体が債務を負担する行為についても、予算で債務負担行為として定めておくのが原則である（214条）。しかし、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約については、翌年度以降にわたり、締結することができる（234条の3前段）。

7. 予備費

予想外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しないかん。
但し、特別会計にあっては、予備費を計上しないことができる。

8. 補正予算、暫定予算

補正予算も暫定予算もあくまでも予算であるから、決定権限は議会にある。
したがって、補正予算も暫定予算も調整は長が任意に行うことができるが、有効に成立させるためには必ず議会の議決を経なければならない。

9. 予算の送付、報告および公表

議長は、予算の議決があった時は、議決の日から3日以内に長に送付しないかん。
送付を受けた長は、直ちに都道府県にあっては総務大臣に
市町村にあっては 知事に
報告し住民に公表しないかん。

10. 予算の執行および事故繰り越し**(2) 予算流用の禁止****けんちゃんの参考資料****予算科目について**

予算の性質や目的によって内容をわかりやすく表した名称を「予算科目」と言う。歳入、歳出とも地方自治法施行規則の定めにより区分された「款、項、目、節」からなっている。

《根拠条文》

(216条) 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。

(地方自治法施行規則15条①) 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。

(地方自治法施行規則15条②) 歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。
以下、歳出科目について説明する。

歳出科目：予算を使用する目的に従って「款、項、目」に区分し、節については、支出内容の性質により28の節に分けられる。

<例：土木費>

(款)	(項)	(目)	(節)
土木費	土木管理費	土木総務費	1～28 (目のそれぞれを28節に区分する)
		土木出張所費	1～28
		建設業指導監督費	1～28
		建築指導費	1～28
	道路橋りょう費	道路橋りょう総務費	1～28
		道路維持費	1～28

(3) 事故繰越し

原則：歳出予算の経費の金額は、翌年度において使用することはできない

例外①：繰越明許費

例外②：避けがたい事故の為に年度内に支出を終わらなかったものは翌年度も繰越し使用できる

4 決算

けんちゃんの用語

【会計管理者】

会計管理者（かいけいかんりしゃ）とは、地方公共団体の会計事務をつかさどる一般職の地方公務員である。地方公共団体の長の補助機関であり、職員のうちから一名を、地方公共団体の長が命ずる。（168条）

2007年4月1日にこれまでの収入役・出納長に替えて新設された役職。

会計管理者は決算を調整し、出納閉鎖後3か月以内に長に提出する。

↓

長は監査委員の審査に付す

↓

長は議会の認定に付す

↓

知事は総務大臣に、市町村長は知事に報告

↓

住民に公表

けんちゃんの参考資料

この議会の認定は、その年度の収支の内容を検討して確認するとともに、議会の意思を明らかにして執行機関に必要な措置を求め、又は将来の参考に資する事を目的とするものであり、決算が認定されなくても、既に行われた収入・支出の効力には影響を及ぼさない。

5 契約

原則：一般競争入札の原則

例外：政令で定めると、指名競争入札・随意契約・せり売り ができる

第5章 地方公共団体の機関

2 議会

1. 組織

(5) 議員の報酬等

② 費用の弁償

議会の本会議や委員会に議員が出席した際に、交通費などとして一定の額が支払われる制度。議員報酬や政務調査費とは別に支給される。二十取りだとの批判が絶えない。

けんちゃんのまとめ

【議会の組織】

議会	普通地方公共団体に議会を置く (89 条) ※町村は、条例で、議会を置かず総会を設けることができる(94 条)	
	定数	条例で定める(90 条①、91 条①)
議員	兼職禁止	①衆議院議員、参議院議員(92 条①)
		②地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員(92 条②)
		地方公共団体に対して請負する者等 (92 条の 2)
	長、副知事、副市長村長、選挙管理委員	
任期	4 年	

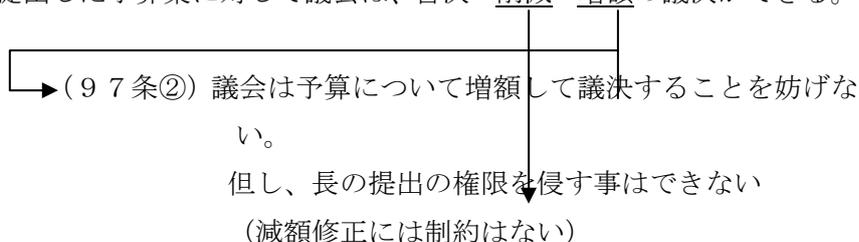
2. 権限

(1) 議決事件

議会が議決できるものは96条①1号から15号と②に定められたものに限定されている。

② 予算を定める事

予算の議決について・・・長の提出した予算案に対して議会は、否決・削減・増額の議決ができる。



長が提案した予算案が修正された場合、長は拒否権をもつ。(プリント P119 一般的拒否権)

⑤ 私法上の契約の締結に関しても、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約の締結については、普通地方公共団体の議会は議決しなければならない

⑩ 普通地方公共団体は、地方自治法第96条1項で列举されているものの他に条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議決事項を追加することが認められている

(2) 各種の調査権限

① 事務の書類検閲・執行検査権

長その他の執行機関が行政の執行を適切に行っているか監視する権限の事。三種ある

- ① 検閲検査権 (98条①) ←カッコ書き大事 (テキスト図表で整理)
- ② 監査請求権 (98条②) ←カッコ書き大事 (テキスト図表で整理)
- ③ 意見書提出権 (99条)

けんちゃんの参考条文

(99条) 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

② 100条調査権

(100条カッコ書きと、①③⑨⑩からの出題あり。それ以外も見ておく事)

議会は地方公共団体の事務に関する調査を行い選挙人その他の関係人の出頭・証言・記録の提出を求める事ができる。

また、議会が100条調査権を行使する場合、あらかじめ当該普通地方公共団体の長その他関係する官公署との協議を経る必要は無い。事に注意してね。過去問からの出題だよ

けんちゃんの参考条文

(100条①)

100条調査権では当該普通地方公共団体の事務すべてについて調査できるわけではなく調査権が及ばないものもあり、すなわち「自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」「法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」は除外されている

(100条③)

議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため、選挙人その他の関係人に出頭および証言または記録の提出を請求した場合に、正当な理由がないのに、これを拒否したときは、条例の定めるところにより、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処することができる。

けんちゃんのまとめ

【100 条調査権のまとめ】

- 100 条調査権とは、普通地方公共団体の議会の監視権限の一つであり、国会の国政調査権に相当する権限。調査対象には、**議案調査、政治調査、事務調査** がある。

100 条調査権	
調査範囲	自治事務・法定受託事務
調査の対象外	自治事務・・・労働委員会、収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除く 法定受託事務・・・国の安全を害する恐れがあることその他の理由により政令で定めるものを除く
調査	普通地方公共団体の議会は、上記事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭、証言、記録の提出を請求することができる。
請求拒絶の罰則	出頭、記録の提出の請求を受けた選挙人・関係人が、正当な理由がないのに、 出頭・記録の提出をせず、また証言を拒んだときは 6 か月以下の禁錮又は 10 万円以下の罰金 に処する
職務上の秘密	選挙人・関係人から、公務員たる地位において知り得た 職務上の秘密 である旨の申立てを受けたときは、当該官公署の承認がなければ、証言・記録の提出を請求できない。当該官公署が承認を拒む場合は、その理由を疎明しなければならない。
公の利益を害する旨の声明	議会在、上記の疎明に理由がないと認めるときは当該官公署に、証言・記録の提出が 公の利害を害する旨の声明 を要求することができる。
声明がないとき	上記の要求から 20 日以内 に、当該官公署の声明がないときは、選挙人・関係人は、証言、記録の提出をしなければならない。
虚偽の陳述	選挙人・関係人が 虚偽の陳述 をしたときは、 3 カ月以上 5 年以下の禁錮 に処する。(調査終了の議決前に自白したときは、刑を軽減又は免除できる)
議会の告発義務	議会在、証言・記録の提出の拒絶、虚偽の陳述の罪を犯したと認めるときは、告発しなければならない。
議員の派遣	議会在、議案の審査、事務に関する調査のために会議規則に定めるところにより、 議員を派遣 することができる。
政務調査費	条例の定めるところにより、議員の調査研究に必要な経費の一部として、 会派又は議員 に対し、 政務調査費 を交付することができる。(交付対象・額・方法は条例で定めなければならない) (交付を受けた会派・議員は、条例に定めるところにより、 収入・支出の報告書 を、 議長に提出 する)
図書室	議会在、 図書室 を附置し、政府・都道府県から送付された 官報・広報・刊行物 を保管しなければならない。(図書室は、 一般に利用 させることができる)

けんちゃんのまとめ

【議会の権限】

<p>議決事項</p>	<p>地方自治法に制限列举されているが (96 条①)、自治事務に関するものに限り (96 条②)、条例で議会の議決すべきものを定めることが出来る</p> <p>※予算の増額修正</p> <p>議会の議決事項の一つとして予算を定めることがあり (96 条①2 号)、議会は増額して議決することが出来るが、長の予算提出権を侵すことはできない (97 条②)</p>	
<p>検閲及び 検査、監査 の請求</p>	<p>対象</p>	<p>普通公共団体の事務。 但し、以下のものを除く</p> <p>①自治事務にあつては、労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの</p> <p>②法定受託事務にあつては国の安全を害する恐れがあることその他の事由により議会の検閲・検査・監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの</p> <p>(98 条①②)</p>
	<p>検閲</p>	<p>書類及び計算書の検閲 (98 条①)</p>
	<p>検査</p>	<p>執行機関の報告請求、事務の管理、議決の執行及び出納の検査 (98 条①)</p>
	<p>監査</p>	<p>監査委員に対して監査を求め監査の結果に関する報告を請求 (98 条②)</p>
<p>100 条 調査権</p>	<p>対象</p>	<p>検閲及び検査、監査請求と同じ (100 条①)</p>
	<p>行使 方法</p>	<p>選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求 (100 条①)</p>
	<p>罰則</p>	<p>選挙人その他の関係人が正当な理由がないのに、出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6 か月以下の禁固又は 10 万円以下の罰金 (100 条③)</p>
	<p>官公 署の 承認</p>	<p>選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、そのものから職務上の秘密に属するものである旨の申立てを受けた時は、その官公署の承認がなければ、その事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない (100 条④)</p>

3. 招集および会期

(1) 招集

招集権者：長

【臨時会の招集】

招集請求権者：① 議長 (議会運営委員の議決が必要)

② 議員 (議員定数の 4 分の 1 以上)

招集権者：長は請求のあつた日から 20 日以内に招集

(都道府県と市は 7 日前 町村は 3 日前までに告示)

けんちゃんのまとめ

【議会の運営】

定例会	条例で定める回数招集しないかん (102 条②)	
臨時会	必要がある場合において、その事件に限り招集し(102 条③)、普通地方公共団体の長は、付議する事件をあらかじめ告示する (102 条④) ※緊急を要する事件があるときは、直ちに会議に付議することが出来る (102 条⑤)	
会期	議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会が定める (102 条⑥)	
招集	定例会・臨時会→長が招集 (101 条①)	
	議長	議会運営委員会の議決を経て長に対して会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる (101 条②)
	議員	定数の 4 分の 1 以上の者は長に対して会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる (101 条③)
	議長、議員の定数の 4 分の 1 以上の者から請求があった時は、長は請求があった時から 20 日以内に臨時会を招集しないかん (101 条④)	
議案提出権	長 (149 条①)及び議員(112 条①) ※議員の場合は、予算を提出することが出来ず、議案を提出するにあたっては、定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない	
定足数	定足数	定数の半数以上
表決数	表決数	出席議員の過半数
秘密会	議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決した時は、秘密会とすることが出来る	

5. 議会の委員会 (執行機関の委員会と区別する事)

条例で議会に次の委員会を置くことができる

(1) 種類

- ① 常任委員会 (109条)
- ② 議会運営委員会 (109条の2)
- ③ 特別委員会 (110条)

※ 105条：議長は委員会に出席し発言する事が出来る

けんちゃんのまとめ

【委員会】

原則	設置は任意で条例で設置する	
常任委員会	職務	地方公共団体の事務に関する調査を行い議案・陳情等を審査する (100条調査権とは違う。←議会の権限だよ)
	選任	会期の始めに議会において選任し、条例に特別な定めがある場合を除いては、議員の任期中在任する。 例えば、岐阜市議会には、総務委員会、産業委員会、厚生委員会、建設委員会、文教委員会の常任委員会がある
議会運営委員会	職務	①議会の運営に関する事項 ②議会の会議規則、委員会に関する条例などに関する事項 ③議長の諮問に関する事項 に関する調査を行い、議案、陳情などを審査する
	選任	会期の始めに議会において選任し、条例に特別な定めがある場合を除いては、議員の任期中在任する
特別委員会	職務	議会の議決により付議された事件を審査する 従って特別委員会は特定事件毎に設置され、特定事件が審議されている間だけ存在し、その事件が終われば消滅する。 また、会期中に審議が終わらなかつたとしても会期の終了とともに消滅する 例えば、岐阜市議会には、 総合交通対策特別委員会、高齢少子化社会対策委員会、都市活性化対策委員会、市岐商問題対策特別委員会、ゴミ問題対策委員会の特別委員会がある
	選任	議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する
全ての委員会に適用される事項	①公聴会の開催 (109条⑤) ②参考人の出頭要求 (109条⑥) ③議会への議案の提出権 (109条⑦) ④閉会中の審査	